

事業再評価調書

<p>[事業種別] 事業名 【再評価理由】</p>	<p>[街路事業] 東野田河堀口線（大手前）整備事業 【③事業開始後 5年経過 5回目】</p>	
<p>担 当</p>	<p>建設局道路河川部街路課 (電話番号：06-6615-6745)</p>	
<p>1 事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東野田河堀口線は、都島区の国道1号から天王寺区の玉造筋線までの延長約5.8km、幅員27mで計画された路線で、大半の区間は整備され、上町筋として供用している。 当該区間については、沿道に学校や病院等が立地し通学路にも指定されていることから、歩行者や自転車の交通量が多い中で、既設歩道が狭くすれ違いが困難な区間が存在し、交通安全上の課題を抱えている。 当該区間の整備により、歩行者等の安全性の向上、自動車交通の円滑化及び電線類の地中化による防災性の向上を図ることとしている。 	
<p>2 事業内容</p>	<p>街路整備（拡幅） 延長 L=280m 幅員 W=27m（片側2車線、歩道・電線共同溝を整備） 現道幅員 19m（片側2車線、歩道あり）</p>	
<p>3 事業の概況 ※[]内は前回評価時</p>	<p>事業開始 昭和56年度 事業完了予定 令和10年度 [令和6年度] 全体事業費 26億円 [23億円] 既投資額 16億円 [14億円]</p> <p>変更点：完了年度延伸、全体事業費変更</p>	<p>進捗率（事業費ベース） 61% [60%] 工事進捗率（面積ベース） 6% [6%] 用地取得率（面積ベース） 49% [42%]</p>
<p>事業の必要性の視点</p>	<p>4 事業の必要性の評価 A~C</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事業については、自動車交通の円滑化に加え、当該区間の現道の歩道幅員が狭く、交通安全上の課題から、歩行者等の安全性の向上を図るための道路拡幅の必要性は高い。 当該区間は、防災拠点までのアクセスルートとして、都市防災機能の向上を図るため、既設の電線類を地中化し無電柱化する必要性は高い。 費用便益分析の結果、費用を上回る便益を確認できる。
<p>5 事業の実現見通しの評価 A</p>	<p>【費用便益分析結果】 費用便益比 B/C=1.77（総便益B：95.2、総費用C：53.7）</p>	
<p>5 事業の実現見通しの評価 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 用地取得率は50%に満たないものの、残る用地は国有地1件のみで、基本的には合意に達し、現在は補償内容等の交渉を進めている。 事業費については、重点的に財源が確保できる交付金にて事業を進めている。 	

	<p>6 事業の優先度の視点の評価 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、令和3年度に中間見直しを行った「都市計画道路の整備プログラム」において、令和7年度の完成としていたが、用地取得の遅れ等により令和10年度完成となる。 ・「大阪市無電柱化推進計画（H31.3）」及び「大阪市無電柱化整備計画（R2.3）」において、当該区間は都市防災機能の向上に資するものと位置付けている。
7	<p>対応方針 (案)</p> <p>(理由)</p>	<p style="text-align: center;">事業継続：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、自動車交通の円滑化に加え、当該区間の現道の歩道幅員が狭く、交通安全上の課題から、歩行者等の安全性の向上を図るための道路拡幅の必要性は高い。 ・当該区間は、防災拠点までのアクセスルートとして、都市防災機能の向上を図るため、既設の電線類を地中化し無電柱化する必要性は高い。 ・残る用地は国有地1件のみで基本的には合意に達しており、重点的な財源が確保できる交付金で事業を進めているため、事業完了の見通しは高い。 ・以上から、本路線の事業実施の優先度は高い。
8	<p>今後の取組方針(案)</p>	<p>本事業については、自動車交通の円滑化や歩行者の安全な歩行空間の確保、さらには都市防災機能の向上を図るため、当該区間の整備を進めて行く必要性が高い。そのため、残る1件の国有地の用地買収を早々にまとめていくとともに、引き続き事業費の確保に努め、令和10年度末までの事業完了に向けて重点的に実施する。</p>